

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【事業年度】	第15期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社ケアネット
【英訳名】	CareNet, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 功
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷四丁目37番17号
【電話番号】	(03) 6801 - 0111 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 角谷 芳広
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷四丁目37番17号
【電話番号】	(03) 6801 - 0111 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 角谷 芳広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第11期 平成18年3月	第12期 平成19年3月	第13期 平成20年3月	第14期 平成21年3月	第15期 平成22年3月
売上高 (千円)	1,784,956	2,470,524	2,617,333	2,649,356	2,173,995
経常利益または経常損失() (千円)	79,529	402,183	389,588	219,673	136,361
当期純利益または当期純損失 () (千円)	74,305	398,338	561,001	80,544	409,765
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	300,000	306,250	587,830	587,893	591,321
発行済株式総数 (株)	50,444	50,944	52,144	52,149	52,420
純資産額 (千円)	1,144,935	1,534,153	2,519,164	2,457,367	1,999,619
総資産額 (千円)	1,428,860	1,978,218	2,832,642	2,870,641	2,286,163
1株当たり純資産額 (円)	23,830.98	31,603.37	48,305.16	47,097.73	38,073.75
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	450 ()	2,450 ()	2,750 ()	1,100 ()	()
1株当たり当期純利益金額または 1株当たり当期純損失金額 (円)	1,546.61	8,283.01	10,820.54	1,544.57	7,850.83
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)			10,103.59	1,488.21	
自己資本比率 (%)	80.1	77.6	88.9	85.6	87.3
自己資本利益率 (%)	6.7	29.7	27.7	3.2	18.4
株価収益率 (倍)			6.6	33.3	6.1
配当性向 (%)	29.1	29.6	25.4	71.2	
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	101,980	646,071	189,874	293,810	69,479
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	41,232	858,454	574,776	124,368	169,052
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	3	8,713	406,560	137,903	48,681
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	857,634	636,538	658,197	689,735	402,521
従業員数 (人)	51	56	66	75	79
[外、平均臨時雇用者数]	[22]	[27]	[29]	[29]	[27]

- (注) 1 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は子会社および関連会社がありませんので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
- 4 第11期および第12期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式が存在するものの、各期末現在において、当社株式は非上場であり期中平均株価の把握が困難なため、また、第15期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
- 5 第11期および第12期の「株価収益率」は、各期末現在において、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 6 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算）であります。

2【沿革】

年月	概要
平成8年7月	東京都中央区日本橋蛸殻町に、医療情報提供サービスを目的として株式会社ケアネットを設立。
平成8年10月	本社を東京都千代田区三番町に移転。
平成9年6月	本社を東京都新宿区矢来町に移転。
平成10年4月	郵政省（現 総務省に統合）より委託放送業務の認定を受ける。
平成10年7月	SKY PerfecTV!にて「ケアネットTV・メディカルCh. [®] 」を開局。
平成10年12月	通商産業省（現 経済産業省）先進的情報システム開発実証事業の一環として、横浜市における医療連携プロジェクトを開始。
平成12年3月	東京都港区南青山に、株式移転により当社の完全親会社として株式会社ケアネット・インターナショナルを設立。
平成12年4月	本社を東京都港区南青山に移転。
平成12年4月	医師・医療従事者向け会員制サイト「クラブ・ケアネット（club C@reNet）」をインターネット上に開設。
平成12年5月	当社の親会社株式会社ケアネット・インターナショナルが、東京都港区南青山に、医薬品受発注業務支援サービス提供を目的とする株式会社イー・ファーマを設立。
平成12年10月	インターネットによるマーケティング調査「eリサーチ [™] 」サービス開始。
平成13年7月	株式会社イー・ファーマを当社の100%子会社化。
平成13年8月	本社を東京都文京区本郷に移転。
平成13年10月	病診連携支援システム「連携くん [®] 」発売。
平成13年10月	株式会社イー・ファーマを吸収合併。
平成13年11月	インターネットによる医薬営業支援システム「eディテリング [®] 」サービス開始。
平成15年6月	総務省へ委託放送業務認定の廃止の届出をし、同省より電気通信役務利用放送の業務の登録を受ける。
平成15年8月	株式会社ケアネット・インターナショナルを吸収合併。
平成16年7月	医師・医療従事者向け会員制サイト「クラブ・ケアネット（club C@reNet）」をリニューアルし、「ケアネット・ドットコム（CareNet.com）」をインターネット上に開設。
平成16年7月	「ケアネットTV・メディカルCh. [®] 」にて放映した番組をDVD化した「ケアネットDVD」を販売開始。
平成16年12月	病診連携支援システム「連携くん [®] 」をシミック株式会社に営業譲渡。
平成17年3月	財団法人日本情報処理開発協会より“プライバシーマーク”の付与認定を受ける。（現 認定番号：第10820369(02)号）
平成19年4月	東京証券取引所マザーズに上場。
平成21年2月	株式会社葦の会との業務提携を発表。 ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合との資本提携を発表。
平成21年3月	「eディテリング [®] 」の情報制御機能「MRPlus [®] ナビゲーション・ボード」に関して国内特許を取得。
平成22年1月	医薬情報提供サービス「eディテリング [®] 」に関して国内特許を取得。

3【事業の内容】

当社は、製薬企業向けの医薬営業支援サービス、マーケティング調査サービスおよび医師・医療従事者向けの医療コンテンツサービスを主な事業内容としております。

(1) 当社の事業モデルについて

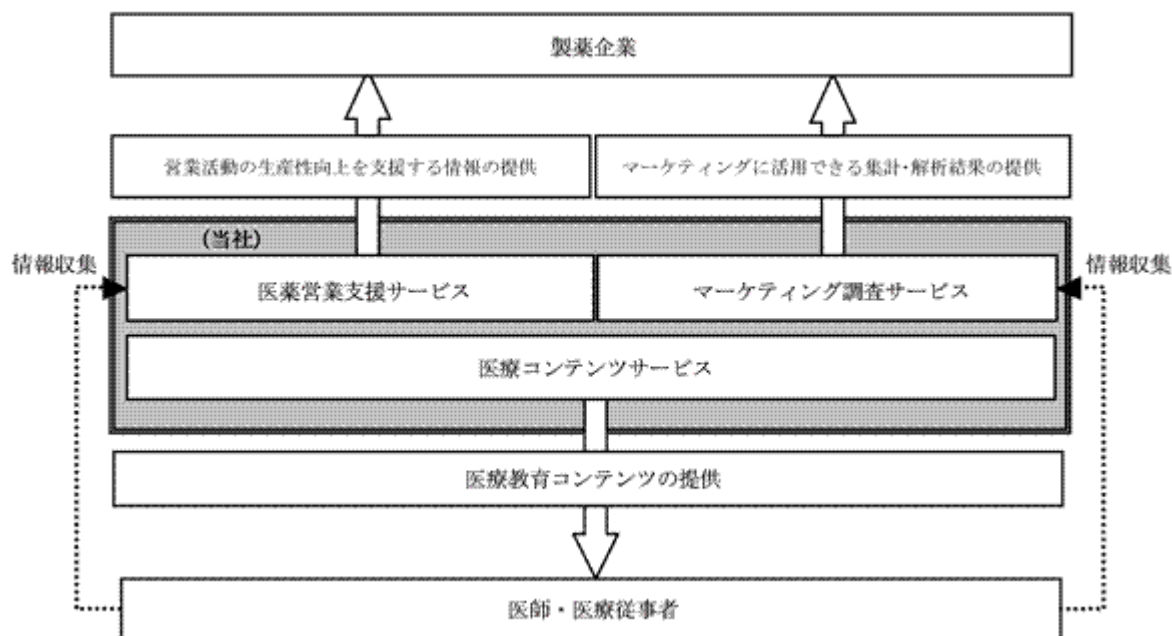
当社は、「Medical」（医療）、「Education」（教育）、「Entertainment」（楽しみ）の3つの言葉から成る造語「Medutainment[®]」を中心的な価値観に据え、当社のビジョンである「医師・医療従事者への情報・サービスの提供を通じ患者さんがより質の高い医療を受けられる社会の実現」に向けて、サービスを提供していくことを事業の方針としております。医師・医療従事者は、その職業人生を通じて常に新しい知識やノウハウの習得を求められており、多忙な医師・医療従事者に対して、知識やノウハウをより効率よく習得する方法を提供していくことが、医療の発展に繋がっていくものと当社は考えております。

これらの考え方を基に、当社は「医療コンテンツサービス」として、衛星放送やDVDを用いて有料の教育コンテンツを医師・医療従事者に提供しており、また、インターネットを用いて、医療関連コンテンツを無料で提供しております。このようにして、満足度の高い医療情報を提供し続けることで、当社からの情報提供を許諾する医師会員(注)を増やしております。

一方、当社は多くの医師会員を確保することにより、製薬企業に対し、医薬品の営業・マーケティング活動を支援するサービスを提供することが可能となっております。製薬企業においては、近年ますます新薬承認の水準や新薬開発コストが上昇し、営業・マーケティング活動におけるさらなる生産性の向上が求められております。当社は、製薬企業のこのようなニーズに対し、主に二つのサービスを提供しております。一つは、インターネットを介して医師に製薬企業からの情報を提供することによって、MRと呼ばれる製薬企業営業員の活動の生産性向上を支援する「医薬営業支援サービス」であり、もう一つは、全国の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を提供する「マーケティング調査サービス」であります。

(注) 当社の会員規約または当社との契約に基づき、当社が提供する医療・医薬情報を取得する医師を指しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



(2) 当社の3つのサービス区分について

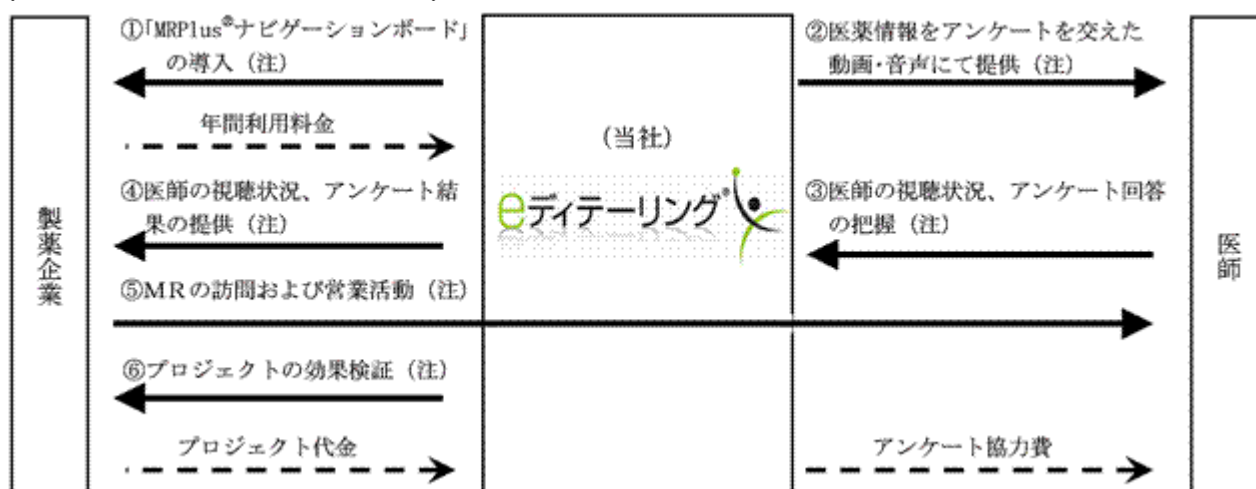
医薬営業支援サービス

当サービスは、医師に製薬企業からの情報を提供し、製薬企業の営業活動の生産性向上を支援するサービスであります。主なサービスの内容は、次のとおりであります。

サービス名	概要
eディテリング [®]	製薬企業の医薬情報を当社の医師会員および製薬企業が指名する医師にインターネットで配信し、医師の反応を収集するサービス。医薬情報は、動画と音声によるストーリー形式のコンテンツで医師に配信され、医師は、好きな時に医薬情報を取得することができます。また、医薬情報を受け取った医師の反応を製薬企業にフィードバックし、付随するナビゲーション機能によってMR（製薬企業の営業員）が医師と面会する機会を創出しMRの訪問活動を支援いたします。
スポンサードWebコンテンツ制作	当社の医師・医療従事者向け会員制サイト「ケアネット・ドットコム（CareNet.com）」等を通じて、製薬企業の医薬品に関する情報を動画やテキストにて提供するサービス。

(注) 上記のサービスは、それぞれの課金体系により、製薬企業からサービス収入を得ております。

(eディテリング[®]サービスの概要図)



(注) eディテリング[®]の主なサービスの内容と課金体系は次のとおりであります。

主なサービスの内容	課金体系
製薬企業に対する「MRPlus [®] ナビゲーションボード」の導入 「MRPlus [®] ナビゲーションボード」は、eディテリング [®] プロジェクトにおける医師の動画コンテンツの視聴状況等を、MRがインターネットを通じてリアルタイムに確認できるシステムであります。eディテリング [®] プロジェクトの実施前に、製薬企業に導入を行います。	MR数に応じた年間システム利用料金
医師に対し医薬情報をアンケートを交えた動画・音声にて提供 製薬企業の医薬品に関する動画コンテンツの企画立案および制作を行い、当社医師会員や製薬企業が指名する医師にインターネットを通じて提供いたします。インターネットの特性により、医師は好きな時に医薬情報を動画コンテンツにて閲覧し、アンケートに回答いたします。	プロジェクト企画・運営費およびコンテンツ制作費
医師の視聴状況等の把握 製薬企業に対し医師の視聴状況等の提供 MRの訪問および営業活動 製薬企業に対し、当社が把握した医師の動画コンテンツの視聴状況等の反応を、「MRPlus [®] ナビゲーションボード」を通じて提供いたします。製薬企業のMRは、「MRPlus [®] ナビゲーションボード」から得た医師の反応結果を、実際の営業活動につなげていきます。	コンテンツ視聴数（または配信数）、MR訪問要請数等に応じた従量課金および情報提供料等諸費用
eディテリング [®] プロジェクトの効果検証 eディテリング [®] プロジェクト終了後、当該プロジェクト実施による医薬品の売上等に対する効果検証を行います。	効果検証費用

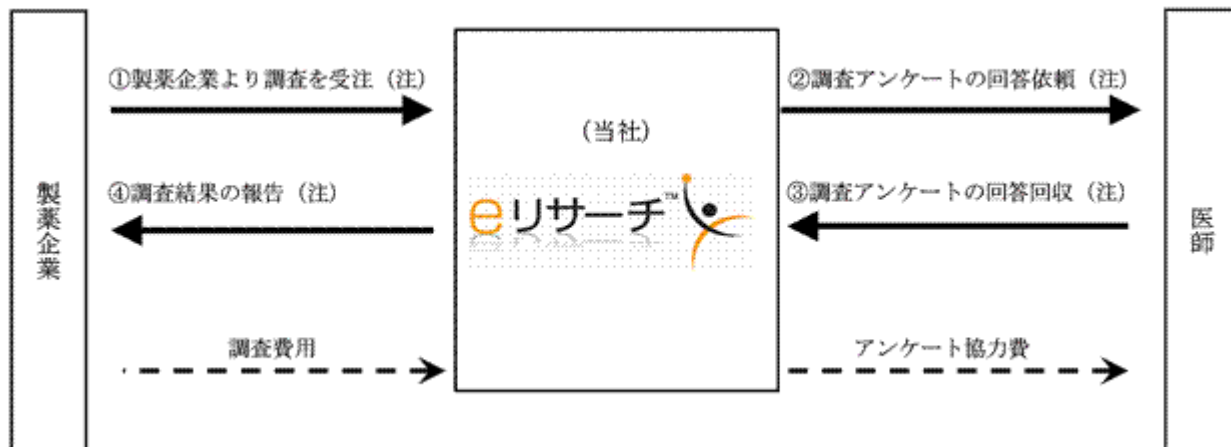
マーケティング調査サービス

当サービスは、全国の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を提供するサービスであります。主なサービスは次のとおりであります。

サービス名	概要
eリサーチ™	インターネットを通じて全国の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を製薬企業に提供するサービス。

(注) 上記のサービスは、調査の内容および規模に応じた課金体系により、製薬企業からサービス収入を得ております。

(eリサーチ™サービスの概要図)



(注) 主なサービスの内容と課金体系は次のとおりであります。

主なサービスの内容	課金体系
<p>製薬企業より調査を受注 調査アンケートの回答依頼</p> <p>製薬企業からの調査依頼を受け、依頼内容に沿って調査の企画、調査票の作成およびWebアンケート画面の作成を行い、選定した調査対象医師に、インターネットを通じ調査の協力依頼をいたします。</p>	<p>企画費およびWeb制作費</p>
<p>調査アンケート回答の回収 調査結果の報告</p> <p>調査の回答結果は、調査協力医師が、インターネット上のアンケート項目に沿って回答し、回答をインターネットで送信することで、即時に回収することができます。従来のアンケート用紙による郵送での回収に比べ、アンケート依頼から回収までにかかる時間の短縮、集計・解析に要する時間の短縮ができることから、調査結果の報告を迅速に行うことができます。</p>	<p>アンケート回収数に応じた調査費用、集計・解析費用および情報提供料等諸費用</p>

医療コンテンツサービス

当サービスは、医師・医療従事者に対し、インターネットを用いて、医療関連コンテンツを無料で提供し、衛星放送やDVDを用いて有料の教育コンテンツを提供しております。当サービスにより、当社からの情報提供を許諾する医師会員を確保いたします。具体的なサービスは次のとおりであります。

サービス名	概要
ケアネット・ドットコム (CareNet.com)	インターネットにより情報提供する医師・医療従事者向け会員制サイト。
ケアネットTV・メディカルCh. [®]	SKY PerfecTV!を媒体として、教育番組を医師・医療従事者に提供するサービス。
ケアネットDVD	「ケアネットTV・メディカルCh. [®] 」にて放映した番組をDVD化し、インターネットおよび書店等で販売するサービス。

(注) 上記の「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」は無償により、また「ケアネットTV・メディカルCh.[®]」および「ケアネットDVD」は有償によりサービスを提供しております。

(ケアネット・ドットコム(CareNet.com)サービスについて)

会員制サイト「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」の主な医療・医薬情報の提供内容は、次のとおりであります。

サービス名	内容
医療ニュース	4大医学誌(NEJM, JAMA, Lancet, BMJ)の厳選医学トピック(ジャーナル四天王)から読売新聞やHealth Day News、医療タイムスの最新ニュースまで、毎日20本以上の医療ニュースを配信しております。
症例検討会	実際の臨床現場において診療の選択で苦慮する症例などについて検討する医師限定コミュニティ。
臨床医のためのリスクマネジメント	過去の医療訴訟の判例から臨床医師のためのリスクマネジメントのポイントを解説するコーナー。
実践!化学療法	がん治療に携わっている医師・医療従事者に向け、抗がん剤治療の実践に役立つ厳選情報を配信しております。
Dr's Voice	時事的な話題を中心としたアンケートへの投票や掲示板などによる医師限定コミュニティ。
生活と治療を支える緩和ケア	患者だけでなく医療者の生活や治療を支えることにも重きを置いて、がん治療医と一緒に緩和ケア(Supportive Care)を考える。
皆で考える患者コミュニケーション	臨床で出会った「ちょっと困った患者・家族」の話をもとに、患者さんとの対話を考えるコーナー。
メンタルヘルスNew Step 精神医療の新たな一歩のために	増加する精神疾患に対応する精神科医をサポートするコンテンツ集。精神科医のノウハウ共有を目的とした「精神科ライブトーク」や「自殺防止への取り組み」その他精神科医療現場での取り組みなどを紹介。
医療の現場から	医療の現場で行われている活動などをご紹介します。
医療を支える女性たち	各領域で医療を支える立場の女性にお話を伺うコーナー。キャリア形成から、研究と診療の両立、過程とのワークライフ・バランスまで、悩める医療者が元気になる話題をご提供。
MediTaking	先端医療の話題は勿論のこと、経営や日々の診療生じるふとした疑問まで。会話を楽しむように、気兼ねなく質問回答を交換できる場。
Oncology - がん治療実体調査 -	医師を対象にがんの治療方針や処方の実態などをお訊ねするインターネット調査を実施しています。その一部調査レポートを公開。
即出し!調査結果	薬剤の使用実態調査結果などを、随時レポート。
がん - KOKOROへのアプローチ - ~がん患者さんの心のケア Psycho-Oncology ~	重要な問題だが多忙な医療者が気づきにくい「がん患者さんの心のケア」へのアプローチをサポートするコンテンツ。心の障害への気づき・患者さんへの接し方などを動画とケアネット初のPodcastでご提供。
VOICE	先輩ドクターから生きた声をお届けすることで、充実した大学生活、そして将来に繋がる研修医生活が送れるよう、医学生・研修医を応援するコーナー。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合が当社の議決権総数の100分の20以上を所有するとともに、同組合の代表者である株式会社ミレニアムパートナーズの代表取締役秦充洋が、平成22年6月25日開催の第15期定時株主総会において当社取締役に就任し、当社の経営に関与することになったため、提出日現在において同組合は当社のその他の関係会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
79[27]	38.8	4.4	7,925

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算)であります。
3 従業員数が当期中において4名増加したのは、主に業容拡大に伴う期中採用によるものであります。
4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当期におけるわが国経済は、輸出、生産の増加、および設備投資の下げ止まりなどにより、企業収益および雇用環境は改善傾向にあります。また、個人消費も政府の景気対策により、持ち直しという形で効果を現し始め、未だ予断は許せないものの景気回復の兆しが見えつつあります。

医療業界においては、2010年度の診療報酬改定により、報酬配分の見直しが行われることから、開業医と勤務医の報酬格差の是正を図ることなどが期待されています。しかしながら、医師不足や医師の過重労働の問題は未だ解決がされておらず、そのようななかでも医師は医療の質の向上が求められ、依然、多忙を極めております。このような状況のもと、患者に質の高い医療を提供し続けるためには、医師が日頃から医療情報の収集や学習を欠かさないことが重要であり、限られた時間のなかで効率よく習得できるコンテンツサービスは、依然高いニーズがあります。

一方、製薬業界においては、薬価マイナス改定やジェネリック医薬品の使用促進などの医療費抑制策が推し進められるなか、市場を牽引してきた大型薬剤は順次特許切れを迎えているため、国内外の製薬企業の収益環境は厳しい状況にあります。そのため、製薬企業においては、新薬の研究開発や、営業・マーケティング活動における生産性向上が重要視されており、経費が削減されるなかで、より生産性の向上に資する厳選されたサービスは、依然高いニーズがあります。

このような背景のなか、当社は、特に製薬企業が抱える営業・情報提供活動の課題解決を事業機会と捉え、積極的に対応しております。特に、がんや精神・中枢神経系等のスペシャリティ領域での新薬開発が増えているなか、専門医への効果的な薬剤情報提供を可能とするために、専門医を中心に医師会員を増やしております。

また、当社の中長期の成長に向け、当社のサービスの源泉となる「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」への継続的な投資も行っております。

これらの活動を行うなか、当期においては、売上高は2,173百万円(前期比17.9%減)、売上総利益は737百万円(前期比39.5%減)となり、人員体制の見直し等により販売費及び一般管理費は878百万円(前期比12.7%減)と前期と比較し127百万円減少いたしました。また、営業損失は140百万円(前期は営業利益213百万円)、経常損失は136百万円(前期は経常利益219百万円)となりました。また、前期にサービス提供を開始した医師間症例共有サービス「RegistrySTATION[®](レジストリーステーション)」のサービス中止や、「ケアネット・ドットコム」を基盤とした医薬営業支援サービスの柱となる「eディテリング[®]」および「eリサーチ[™]」の今後の受注の回復・増加の見通しが明らかでないため、自社利用ソフトウェアの減損損失200百万円を計上し、さらに期首の繰延税金資産67百万円を取崩したことなどにより、当期純損失は409百万円(前期は当期純利益80百万円)となりました。

サービス区分別の業績は、次のとおりであります。

医薬営業支援サービス

当サービスにおいては、「eディテリング[®]」の実施件数は30件(前期は14件)と前期と比較して増加したものの、1件当たりの平均単価低下により、売上高は794百万円(前期比19.6%減)となりました。また、「スポンサーWebコンテンツ制作」の売上高は638百万円(前期比6.6%減)となり、医薬営業支援サービス全体の売上高は1,499百万円(前期比14.7%減)となりました。

マーケティング調査サービス

当サービスにおいては、前期から受注競争の激しいカスタム調査からマルチクライアント型サービスへの転換を図りました。マルチクライアント型サービスについては、主にがん領域における定点観測調査を積み重ねることでサービスの充実を図ってまいりましたが、売上高は当初の計画を大幅に下回りました。このため、「eリサーチ[™]」の実施件数はカスタム調査が82件(前期は107件)、売上高は259百万円(前期比42.4%減)となりました。

医療コンテンツサービス

当サービスにおいては、医師向け教育コンテンツ「ケアネットDVD」の売上高は212百万円(前期比0.7%減)、医師向け教育番組「ケアネットTV・メディカルCh.[®]」の売上高は203百万円(前期比11.1%減)となり、医療コンテンツサービスの売上高は415百万円(前期比6.1%減)となりました。

なお、医師・医療従事者向け医療専門サイト「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」においては、上記の医薬営業支援サービスおよびマーケティング調査サービスの売上高拡大の源泉となる医師会員増加のために、計画どおりの投資を行いました。これにより、当期末の医師会員数は9万5千人(前期末は8万8千人)となり、順調に推移いたしました。

(2) キャッシュ・フロー

当期末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前期末と比較して287百万円減少し402百万円(前期比41.6%減)となりました。

当期における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により支出した資金は、69百万円(前期は293百万円の収入)となりました。これは、主に減価償却費71百万円、減損損失200百万円、および売上債権の減少97百万円などによる資金の増加と、税引前当期純損失338百万円の計上、仕入債務の減少53百万円、前受金の減少26百万円、未払金および未払費用の合計額の減少28百万円などによる資金の減少との差引きによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、169百万円(前期は124百万円の支出)となりました。これは、自社利用ソフトウェア開発等による支出165百万円および有形固定資産の購入による支出3百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は、48百万円(前期は137百万円の支出)となりました。これは、株式発行による収入6百万円、配当金の支払いによる支出55百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 外注実績

当期における外注実績をサービス区別に示すと、次のとおりであります。

サービス区別	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比(%)
医薬営業支援サービス(千円)	521,500	17.0
マーケティング調査サービス(千円)	77,949	35.0
医療コンテンツサービス(千円)	82,686	9.7
合計(千円)	682,136	18.8

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 医薬営業支援サービスにおける主な外注内容は、医薬営業コンテンツの制作委託であります。

3 マーケティング調査サービスにおける主な外注内容は、調査結果の集計・解析作業の委託であります。

4 医療コンテンツサービスにおける主な外注内容は、衛星放送番組およびDVDの制作委託であります。

(2) 受注実績

当期における受注実績をサービス区別に示すと、次のとおりであります。

サービス区別	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
医薬営業支援サービス	1,427,108	26.0	238,145	23.2
マーケティング調査サービス	260,137	40.9	6,500	+14.0
医療コンテンツサービス	200,161	12.8	26,371	21.7
合計	1,887,407	27.3	271,017	22.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当期における販売実績をサービス区分別およびサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分別 / サービス別	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
医薬営業支援サービス(千円)	1,499,222	14.7
eディテリング®(千円)	794,163	19.6
スポンサードWebコンテンツ制作(千円)	638,251	6.6
その他(千円)	66,807	22.6
マーケティング調査サービス(千円)	259,337	42.4
eリサーチ TM 他(千円)	259,337	42.4
医療コンテンツサービス(千円)	415,435	6.1
CareNetTV・メディカルCh.®(千円)	203,073	11.1
ケアネットDVD他(千円)	212,361	0.7
合計(千円)	2,173,995	17.9

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
万有製薬株式会社	306,658	11.6	310,985	14.3
ファイザー株式会社	382,159	14.4	197,547	9.1

3【対処すべき課題】

当期（第15期）においては、売上高が前期比で17.9%減となり、営業損失を140百万円計上することとなりました。次期（第16期）においては、費用削減を図るとともに、既存サービスの売上高拡大と新サービスの投入を行い、赤字構造からの挽回を図ってまいります。しかしながら、次に説明する対処課題に取り組んだとしても、これらの効果が十分に発現するのは平成24年3月期（第17期）となり、次期（第16期）の業績については、厳しい状況で推移する見込みであります。

（1）既存サービスの売上高拡大

当期（第15期）の「eディテリング[®]」においては、製薬企業の予算に応じた価格に対応するため、価格体系の変更を行いました。価格体系の変更の意図は、「eディテリング[®]」の連続実施が行いやすい価格体系を設定することにより、「eディテリング[®]」の実施件数を増加させ、売上高拡大を図る目論みでしたが、結果として、実施件数は増加したものの単価が下がる影響が強く、「eディテリング[®]」売上高は前期（第14期）と比較し193百万円の減少（前期比19.6%減）となりました。次期（第16期）においては、「eディテリング[®]」の価格体系の見直しを再度行い、1件当たりの平均単価向上のための施策を実施することにより売上高の回復を確実に図ってまいります。

（2）新サービス投入への取り組み

当期（第15期）においてサービス提供を中止した医師間症例共有サービス「RegistrySTASION[®]（レジストリーステーション）」を代替する新サービスおよび病院向けeラーニングシステムの販売に向け開発に着手し、次期（第16期）にリリースをいたします。

（3）株式会社葦の会との業務提携の推進

当社は、平成21年2月から、診療所開業医市場における医師や製薬企業のニーズに応えるサービスを開発・販売することを目的に、日本最大規模の医薬品卸グループが運営する株式会社葦の会（以下、「同社」といいます。）との業務提携を行っております。当期（第15期）においては、同社との協業により開業医を対象とした調査を実施し、診療実態などの情報収集・解析を行いました。次期（第16期）においては、当該調査を継続するとともに、同社と連携し当該調査データを活用することにより、「eディテリング[®]」獲得などの販売活動を行ってまいります。

（4）費用削減の実施

次期（第16期）の業績については、厳しい状況で推移する見込みであります。したがって、収益力が低下しているサービス部門や社内の間接部門を中心とした費用削減を行い、赤字構造からの転換を図ってまいります。

（5）会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

基本方針の実現に資する取組み

(ア) 企業価値向上への取組み

当社は、平成8年に医療情報提供サービスを目的に創業し、平成10年7月にSKY PerfecTV!にて「ケアネットTV・メディカルCh.[®]」を開局、平成12年4月にはインターネット上の医師・医療従事者向け会員サイトを開設し、現在に至っております。

当社の事業モデルの基本は、医療分野における厳選した知識やノウハウを、「短時間で楽しく、解りやすく習得できる」という方針をもって加工し、提供することにあります。医師・医療従事者は、その職業人生を通じて、常に新しい知識やノウハウを習得することを求められております。ところが、近年の医療制度改定の影響を受け、医師・医療従事者の忙しさはその度合いを増しており、知識やノウハウの習得に費やす時間的余裕は年々減ってきております。したがって、知識やノウハウを効率よく習得する方法が求められており、今後もそのニーズは増加すると考えられます。

以上の考え方を基に、当社は衛星放送やDVDを用いて有料の教育コンテンツを医師・医療従事者に提供しております（「医療コンテンツサービス」）。また、インターネットを用いて、医療関連コンテンツを無料で提供しております。このようにして、満足度の高い医療情報を提供し続けることで、当社に対して情報提供の許諾を与える医師会員を増やしております。

また、当社から情報提供を受ける医師会員を保有することにより、製薬企業へ医薬品の営業・マーケティング活動を支援するサービスを提供することができます。製薬企業にとっては、近年ますます新薬承認の水準や新薬開発コストが上昇し、営業・マーケティング活動においてはさらなる生産性の向上が求められております。当社は、製薬企業のこのようなニーズに対し、大きく二つのサービスを提供しております。一つは、インターネットを介して医師に情報を提供することによって、MRと呼ばれる製薬企業営業員の活動の生産性向上を支援する「医薬営業支援サービス」であります。もう一つは、全国の多数の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を提供する「マーケティング調査サービス」であります。

以上のように、満足度の高い医療情報の提供を通じて医師会員を増やし、当社から情報提供を受ける医師会員に裏付けられた製薬企業への医薬品営業・マーケティング活動を支援するサービスの販売・拡充に注力していくことで、企業価値向上を図ってまいります。

(イ) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の業務執行の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を取締役4名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会では各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識および対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

なお、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入しております。

さらに、監査役は、取締役会および執行役員会議等重要な会議へ出席し、業務および財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者および会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

(ウ) 本プランの導入の必要性

当社は、上記コーポレート・ガバナンス体制のもとで、満足度の高い医療情報の提供を通じて医師会員を増やし、当社から情報提供を受ける医師会員に裏付けられた製薬企業への医薬品営業・マーケティング活動を支援するサービスの販売・拡充に注力することが、企業価値を向上させ株主の皆様のご共同利益の向上に資することができると考えております。そのような考えのもと策定した当社の中期経営計画と、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者の提案内容とを株主の皆様において比較検討し、あるいはそのために必要な期間を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務として考えております。

本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定にしたがい、当社の社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、廣瀬光雄、藤原啓三、宮本巖が就任しておりましたが、平成21年6月22日開催の定時株主総会終結をもって、廣瀬光雄および宮本巖の取締役任期満了に伴い、独立委員会委員の任期も終了したことにより、また、藤原啓三も一身上の都合により同委員を辞任したため、平成21年7月14日開催の取締役会において、内田和成、小林康恵、岩崎哲也を選任いたしました。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

（ア）本プランに係る手続き

1 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（ ）または（ ）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きにしたがわなければならないものとします。

（ ）当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付け

（ ）当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

（ ）買付者等の概要

（イ）氏名または名称および住所または所在地

（ロ）代表者の役職および氏名

（ハ）会社等の目的および事業の内容

（ニ）大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ ）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（ ）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類および数ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8））その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

3 「本必要情報」の提供

上記2の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順にしたがい、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記2（ ）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- () 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
- () 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- () 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- () 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者）を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- () 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- () 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- () 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- () 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- () 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断した時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

4 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の()または()の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。

() 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

() その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記4の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きにしたがい、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()または()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

() 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記2から4までに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告いたします。なお、別に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものといたします。

() 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

()に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

6 取締役会の決議

当社取締役会は、5に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

7 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記6の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、()買付者等が大規模買付等を中止した場合または()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

8 大規模買付等の開始

買付者等は、上記1から6に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものといたします。

(イ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(ア) 6に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことといたします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(ア) 7記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(ア) 7に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといたします。

(ウ) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの合理性

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しております。

(イ) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

(ウ) 株主意思を重視するものであること

上記(ウ)に記載したとおり、本プランの有効期限は平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。しかし、係る有効期間の満了前であっても、上記(ウ)に記載したとおり、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。したがって、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者)から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(オ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 (ア) 1 に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(カ) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 (ウ) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じといたします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものといたします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じといたします。
 4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下()において同じといたします。
 5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じといたします。
 6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じといたします。
 7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じといたします。
 8. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じといたします。
 9. 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じといたします。
 10. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じといたします。

なお、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ（<http://www.carenet.co.jp/>）において開示しております。

4【事業等のリスク】

本項は、当社の事業展開等に関して、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しないと考える事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から記載しております。なお、当社は、これらのリスクの発生の可能性を認識した上で、発生回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本稿の記載事項のうち将来に関する事項については、別段の記載がない限り、当期末現在において入手し得る情報に基づいて当社が判断したものであります。

(1) 医療業界・製薬業界への依存について

当社は、売上高の大部分が製薬企業、医師および医療従事者からの収入となっております。今後、医療費・薬価引き下げ、ジェネリック医薬品の普及、医療制度の変更などにより医療・ヘルスケア市場の停滞、縮小や新たな市場動向に当社が対応できない場合には、それらが当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。また、製薬業界においては、グローバルな企業間競争が展開され、業界再編の動きが加速しております。企業間競争は当社が提供する各種サービスの採用を加速する可能性がある一方、再編された既存顧客による取引見直しの可能性もあり、その場合には当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合参入について

当社の主力サービスである「eディテリング[®]」は、インターネットを利用し製薬企業の営業・マーケティング活動の支援を行います。本サービスを実現するためには、多くの医師の協力を得る必要があります。当社は既に9万5千人(当期末時点)の医師会員を有していることから本サービスにおける当社の優位性は高いものと認識しております。しかしながら、今後新規の参入や、医師会員を保有する他の企業または製薬企業自らにより類似のサービスが提供される等で競争が激化し、当社の優位性が保てなくなった場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は医師に向けて、インターネット、DVDおよびTVを媒体にした医療情報提供サービスを行い、医師会員の増加と収入を得ております。現時点において、医師に向けた医療情報提供市場を独占するような媒体を持つ企業は確認しておりませんが、今後、新たな企業の市場参入や市場競争の激化により、当社が市場の中で劣勢に位置した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 企業買収と戦略的提携について

当社は、事業拡大の手段の一つとして企業買収や戦略的提携を行う可能性があります。企業買収や戦略的提携の実施に際しては十分な検討のもとに実行に移してまいります。実施した企業買収や戦略的提携が、当初期待した成果をあげられない場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 「eディテリング[®]」の収入構造、普及の可能性および価格体系について

当社の主力サービスである「eディテリング[®]」の価格体系は、年間契約する基本料金部分を除いては、契約期間が1ヵ月から3ヵ月程度の短期型の収入構造となっております。仮に予定していたとおり本サービスが普及しない場合には、受注獲得に影響を与え、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はこれまで「eディテリング[®]」の販売価格を変更してきた経緯があります。その目的は、顧客のニーズにより則した価格体系としサービスの採用意欲および利用満足度を高めることでありましたが、今後も、当社が価格体系を変更し、その価格体系が顧客に受け入れられなかった場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 医師会員の獲得および確保について

当社のサービス実現には多くの医師の協力を得る必要があります。当社は医師・医療従事者向け会員制サイト「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」等を通じて医師に満足度の高い医療情報を提供することで医師会員を確保しております。当期末現在、当社の医師会員は9万5千人を有し、現在のサービス提供には支障はありません。しかしながら、今後何らかの原因により当社が医師会員を予定通り獲得・確保できない事態に陥った場合には、当社のサービスの実施・普及に支障をきたし、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産について

当社は、ブランドによる知名度向上を図ることや競合参入に障壁を築く手段のひとつとして、商品およびサービスに対し、商標権や特許権等の知的財産権を確保していくことを、事業推進上の重要事項として認識しております。しかしながら、商標権や特許権等は、特許庁に出願すれば必ず取得できるわけではなく、当社のブランドが確実に保護される保障はありません。また、これらが取得できたとしても、当社のビジネスに対し完全な参入障壁を築ける保障はありません。今後、類似ブランドの出現等によるブランド浸透力の弱まり、競合参入を防ぐ手段である知的財産権の確保の失敗、または有効な手段となり得なかった場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性

があります。

一方、当社はインターネットを利用したサービスの提供および医療コンテンツの提供にあたり、他社の知的財産を侵害することがないよう弁護士など専門家の助言を得ながら十分注意を払っているものの、他社の知的財産への侵害リスクを完全否定することはできません。したがって、万一当社が他社の知的財産を侵害するような事態が発生した場合には、損害賠償請求や当社サービスの提供の中止等により、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保および育成について

当社の事業は、医療・医薬およびこれに関わる諸法令の知識を基に、医療・医薬の情報コンテンツを制作するための企画力や制作力を有する人材が必要であり、今後の事業の成長においても不可欠であります。しかしながら、このような人材を獲得するのは容易ではないため、社内での人材育成や、社外への人材流出を防ぐことに力を注いでいく必要があります。当社は、人材の流出を防ぐために、従業員の士気を高めるためのストック・オプション制度の導入を図り、また、人材の育成のために、能力開発目標を人事制度のひとつに取り入れております。しかしながら、今後、人材流出の発生や人材の育成に充分な手立てができず、事業の遂行に遅れが生じたり、また 遂行不能となった場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 技術、システム面のリスクについて

当社は、主に「eディテリング[®]」等のインターネットを利用したサービスを行っており、サービス水準の維持向上を図るために、継続的な設備投資と保守管理を行っております。しかしながら、ハードウェアまたはソフトウェアの不備、アクセスの急激な増加、人為的ミス、インターネット回線のトラブル、コンピュータウィルス、停電、自然災害、その他予測困難な様々な要因によって当社のシステムに被害または途絶が生じた場合、当社の経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。また、当社は、適宜新しいシステム技術やセキュリティ関連技術等を取り入れながらシステムの構築、運営を行い、サービス水準を維持、向上させております。しかしながら、当社の想定しない新しい技術の普及等により技術環境が急激に変化した場合、当社の技術等が陳腐化し、当社の事業展開に影響を与える可能性と、変化に対応するための費用が生じ、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報の取り扱いについて

当社の事業は、医師の協力を得ることで成り立っており、事業遂行上、多くの医師等の個人情報を保有しております。そのため、当社は平成17年3月に、JIS Q15001(個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項)規格に準拠したプライバシーマークの付与認定を受けており、個人情報保護に関する社内規程の整備および運用状況の監査を行うなど、個人情報管理の徹底を図っております。これらの対策により医師等の個人情報が漏洩する可能性は極めて低いと考えておりますが、万一医師等の個人情報の漏洩が発生した場合には、医師等からの信用を失うこととなり、医師会員の協力により支えられている当社のほぼ全てのサービスに支障が生じる等、その後の当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 外注先企業の選定管理および確保について

当社が展開する「eディテリング[®]」等のサービスのなかで、コンテンツ制作やシステム開発など一部の業務においては、協力会社への外注を活用しております。外注の活用にあたっては、サービスの性質上、顧客の事業に関する機密情報を受け取る場合があるため、情報の取り扱いに関しては契約等により細心の注意を払っております。しかしながら、今後の外注先企業の管理体制の不備等により、機密情報の流出など重大なトラブルが発生した場合には、信用の低下等により、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。また、外注先が当社の希望通りに確保できないような事態に陥った場合には、顧客への納品の遅れが生じる等、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

テレビ番組放映について

当社は、「ケアネットTV・メディカルCh.[®]」の放映のために、電気通信役務利用放送法等関係法令を遵守する義務があります。これらの関係法令は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として施行されており、現時点で、これらの関係法令による規制が、当社の放送業務を制限するものではありません。しかしながら、今後、当社がこれらの関係法令に定められた事項に違反し、登録が取消された場合には、テレビ番組の放映ができなくなり、医師等からの信用や医師等へのサービスが低下し、その後の当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。また、今後の法改正により当社の放送業務を制限するような事態が起きた場合にも、同様に影響を及ぼす可能性があります。

インターネットについて

当社はインターネットを利用した医療・医薬情報の提供サービスを展開しております。現在は、当該サービスに影響を及ぼすようなインターネットに係わる法規制はされておりませんが、今後、当社のインターネットを利用

したサービスや、インターネット業界全体を対象とした法規制がされ事業運営の変更を余儀なくされた場合、または事業運営を中止しなければならない事態が生じた場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

薬事法等について

当社は、医療従事者向けにインターネットや紙媒体などにより医療・医薬情報の提供を行っており、また製薬企業へは広告宣伝に係わる制作請負を行っております。このため、これら媒体等に記載される表示・表現には、薬事法、医療用医薬品プロモーションコード、医療用医薬品製品情報概要記載要領、医療用医薬品専門誌(紙)広告作成要領、および医薬品等適正広告基準の規制を受けます。これら法規制は、ウェブサイト等に掲載される医療・医薬に係わる名称の使い方、効能・性能・安全性、および他社製品の取り扱い等の表現や必要記載事項を制限しております。このような法規制に仮に当社が違反した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 小規模組織であることについて

当社は、取締役4名、監査役3名(うち社外監査役2名)および従業員79名と小規模の組織であり、内部管理体制はこの規模に応じたものとなっております。当社は、事業上重要なポストへの人材登用のほか、業務内容に応じ適切な人材を配置しており、現状の事業規模においては十分な組織体制が整備されていると考えております。しかしながら、今後、事業を拡大する過程において、当社が、適切かつ十分な人員の増強および組織の整備を行うことができなかった場合、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) ストック・オプションについて

当社はストック・オプション制度を採用しており、当社取締役および従業員に対して旧商法および会社法の規定に基づき新株予約権を付与しております。当期末現在、同ストック・オプションによる潜在株式は3,971株であり、発行済株式総数52,420株の7.6%に相当しております。これらは、当社の事業発展のために優秀な人材確保・獲得のためのインセンティブ施策として実施しており、必ずしも既存株主の利害と相反するものではありません。しかしながら、新株予約権の行使が行われた場合には、当社1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、新株予約権の行使により取得した株式が市場で売却された場合は、市場の需給バランスに変動を生じ、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 税務上の繰越欠損金について

当社は、過年度に生じた税務上の繰越欠損金により課税所得が発生していません。今後の当社の業績が順調に推移した場合は、税務上の繰越欠損金の全額を使用できる可能性があります。仮に当社の業績が順調に推移せず、繰越欠損金の繰越期間を満了した場合は、欠損金が消滅することとなります。この場合、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税の負担が発生し、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。

なお、繰越欠損金について、繰延税金資産を計上するに当たっては、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づくこととなりますが、実際の結果がこの予測・仮定と異なる可能性があります。その場合には、繰延税金資産の計上額の見直しが必要となり、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

業務委託契約

相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
スカパーJSAT株式会社(注) 1	デジタル衛星放送送信業務委託契約	「CareNetTV・メディカルCh. [®] 」の放送のためのデジタル衛星放送送信業務を委託	平成17年8月1日から平成20年3月31日まで (自動更新規定あり) (注1)
スカパーJSAT株式会社(注) 1	送出代行業務委託契約	「CareNetTV・メディカルCh. [®] 」の放送のためにカート送出、プロモバンク送出等の業務を委託	平成19年10月1日から平成21年3月31日まで (自動更新規定あり) (注1)
スカパーJSAT株式会社(注) 1	デジタル衛星有料放送運用業務委託契約	当社の有料デジタル衛星多チャンネル放送に関して、視聴者の新規加入、変更、解約等の処理業務、視聴者からの料金の収納およびその他の取次業務を委託	上記「デジタル衛星放送送信業務委託契約」の契約終了により当該契約も終了
スカパーJSAT株式会社(注) 1	衛星役務利用放送専用サービス契約	人工衛星を用いて当社の放送番組を無線送信する業務の委託	平成10年6月2日から平成21年3月31日まで (自動更新規定あり) (注1)
株式会社葦の会	業務提携契約	新サービスの開発・販売を目的とした業務提携	平成22年3月31日から平成23年3月31日まで (自動更新規定あり)
ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合	資本提携契約	株式会社葦の会との業務提携の推進を目的とした資本提携	上記「業務提携契約」の終了により当該契約も終了

(注) 1 自動更新規定に従い、平成23年3月31日まで契約期間を延長しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において入手し得る情報に基づいて当社が判断したものであります。なお、今後の予測しえない経済状況の変化等様々な要因があるため、その結果について当社が保証するものではありません。

(1) 経営成績および財政状態を分析する上での視点

当社は、主として、次の3つの視点から経営成績および財政状態を分析しております。

- (ア) 成長性の視点：当社の中心的なサービス「eディテリング[®]」や「eリサーチ[™]」の成長性
- (イ) 収益性の視点：売上総利益率および営業利益率等の状況
- (ウ) 健全性の視点：流動性を初めとする財務基盤や資金調達能力に資する要因

(2) 成長性

当社は、医師会員の協力を得ることにより、製薬企業向けに「医薬営業支援サービス」および「マーケティング調査サービス」を提供し、一方 医師会員の獲得を目的に医師に向けて「医療コンテンツサービス」の提供を行っております。これらサービス別の売上高と売上構成比の推移の状況は、次のとおりであります。

回次 決算年月	第11期 平成18年3月		第12期 平成19年3月		第13期 平成20年3月		第14期 平成21年3月		第15期 平成22年3月	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
	医薬営業支援サービス	877	49.1	1,376	55.7	1,459	55.7	1,757	66.3	1,499
eディテリング [®]	481	27.0	959	38.8	1,102	42.1	987	37.3	794	36.5
スポンサードWebコンテンツ制作	291	16.3	324	13.2	260	9.9	683	25.8	638	29.4
その他	104	5.8	92	3.7	97	3.7	86	3.2	66	3.1
マーケティング調査サービス	431	24.2	566	22.9	685	26.2	449	17.0	259	11.9
eリサーチ [™] 他	431	24.2	566	22.9	685	26.2	449	17.0	259	11.9
医療コンテンツサービス	475	26.7	527	21.4	472	18.1	442	16.7	415	19.1
ケアネットTV・メディカルCh. [®]	297	16.7	274	11.1	251	9.6	228	8.6	203	9.3
ケアネットDVD他	178	10.0	253	10.3	221	8.5	213	8.1	212	9.8
合計	1,784	100.0	2,470	100.0	2,617	100.0	2,649	100.0	2,173	100.0

成長の鍵となる医師会員数について

回次 決算年月	第11期 平成18年3月		第12期 平成19年3月		第13期 平成20年3月		第14期 平成21年3月		第15期 平成22年3月	
	前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)	
	医師会員数(千人)	58	+18.3	68	+19.0	79	+15.4	88	+11.2	95

当期において、医師会員数は約7千人増加し、当期末の医師会員数は95千人（前期末は88千人）となりました。また、医師会員の増加が、「eディテリング[®]」サービスや「eリサーチ[™]」サービスの品質を高め、実施件数および売上高を伸ばす要素であると考えております。なお、この点を示す指標については、下記「「eディテリング[®]」の成長について」および「「eリサーチ[™]」の成長について」のとおりであります。

「eディテリング®」の成長について

回次 決算年月	第11期 平成18年3月		第12期 平成19年3月		第13期 平成20年3月		第14期 平成21年3月		第15期 平成22年3月	
		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)
「eディテリング®」 売上高(百万円)	481	+99.4	959	+99.2	1,102	+14.9	987	10.4	794	19.6
「eディテリング®」 実施件数(件)(注)1	11	+120.0	19	+72.7	22	+15.8	14 (16)	36.4 (-)	30 (30)	+114.3 (+87.5)
実施企業数(社)	7	+75.0	8	+14.3	8	-	7 (8)	12.5 (-)	15 (15)	+114.3 (+87.5)
リピートオーダー 件数(件)(注)2	8	+300.0	16	+100.0	20	+25.0	14	30.0	24	+71.4

(注)1 「eディテリング®」実施件数は、各期においてサービス実施を開始した件数であります。

2 リピートオーダー件数は、同一企業による2回目以降のサービス実施件数であります。

3 第14期および第15期の()書きは、「MRPlus®ナビゲーションボード」を利用したサービスを含めた件数であります。

「eディテリング®」につきましては、製薬企業のeプロモーション(インターネット等を活用した販売促進活動)予算拡大と受注の継続性を図るために、1件当たりの平均単価を引き下げ、実施件数の増加を図ることで売上高拡大を目論みました。しかしながら、価格設定が上手く調整できず、結果として、実施件数は過去最高の30件(前期比114.3%増)となりましたが、1件当たりのプロジェクト単価が下がった影響により「eディテリング®」売上高は794百万円(前期比19.6%減)となりました。次期(第16期)においては、「eディテリング®」の価格を適切に調整し、売上高の回復を確実に図ってまいります。

なお、平成22年1月22日付において、当社は「eディテリング®」の特許を取得いたしました。

「eリサーチ™」の成長について

回次 決算年月	第11期 平成18年3月		第12期 平成19年3月		第13期 平成20年3月		第14期 平成21年3月		第15期 平成22年3月	
		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)		前年同期比 (%)
「eリサーチ™」他 売上高(百万円)	431	+73.5	566	+31.2	685	+21.0	449	34.3	259	42.4
「eリサーチ™」他 実施件数(件)(注)	132	+91.3	142	+7.6	165	+16.2	107	35.2	82	23.4
「eリサーチ™」他 実施企業数(社)	29	+81.3	28	3.4	25	10.7	23	8.0	19	17.4

(注)「eリサーチ™」実施件数は、各期においてサービス実施が完了した件数であります。

当社は、前期に、受注競争が激しいカスタム調査のみに依存した販売モデルから、多くの医師からの治療や処方に関するデータを収集し、個々の顧客企業のニーズに則した形で提供できるマルチクライアント型サービスに転換を図りました。主にかん領域において定点観測調査を積み重ねることでサービスを充実させてまいりましたが、売上高は当初の計画を大幅に下回りました。その結果、当期の「eリサーチ™」実施件数はカスタム調査が82件(前期比23.4%減)、売上高は259百万円(前期比42.4%減)となり、成長を示すことができませんでした。次期(第16期)においては、本サービスに対する事業活動を縮小する計画をしているため、今後は成長性の視点である本欄への記載は行わないものといたします。

(3) 収益性

回次 決算年月	第11期 平成18年3月	第12期 平成19年3月	第13期 平成20年3月	第14期 平成21年3月	第15期 平成22年3月
売上総利益率(%) (注) 1	37.1	47.5	48.2	46.0	33.9 (12.1%減)
販売費及び一般管理費比率(%) (注) 2	32.7	30.4	32.9	38.0	40.4 (2.4%増)
営業利益または 営業損失() (百万円) (注) 3	78 (+108.2%)	422 (+439.5%)	401 (4.9%)	213 (46.8%)	140 (-)
営業利益率(%) (注) 4	4.4	17.1	15.3	8.1	6.5 (14.5%減)

(注) 1 売上総利益率は、売上総利益を売上高で除して算出しております。

2 販売費及び一般管理費比率は、販売費及び一般管理費を売上高で除して算出しております。

3 表中の()書きは、前期比であります。

4 営業利益率は、営業利益を売上高で除して算出しております。

当期の収益性については、売上高が前期と比較し475百万円減少(前期比17.9%減)するなか、医師会員増加のための投資は計画どおり行ったことにより、売上総利益率は33.9%(前期比12.1ポイント低下)となりました。また、人身体制の見直しにより販売費及び一般管理費は減少いたしました。売上高が減少したことにより、販売費及び一般管理費比率は40.4%(前期比2.4ポイント悪化)となりました。これらにより、営業損失140百万円(前期は営業利益213百万円)、営業利益率6.5%(前期は8.1%)を計上することとなり、収益力は大幅に低下いたしました。

(4) 健全性

回次 決算年月	第11期 平成18年3月	第12期 平成19年3月	第13期 平成20年3月	第14期 平成21年3月	第15期 平成22年3月
総資産額(百万円)	1,428	1,978	2,832	2,870	2,286
純資産額(百万円)	1,144	1,534	2,519	2,457	1,999
自己資本比率(%)	80.1	77.6	88.9	85.6	87.3
現金及び現金同等物(百万円)	857	636	658	689	402
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	101	646	189	293	69
流動比率(%) (注) 1	459.0	419.4	835.6	620.3	732.0
流動資産比率(%) (注) 2	91.2	94.2	92.5	89.3	91.7
有利子負債残高(百万円) (注) 3	2	1	1	0	-

(注) 1 流動比率は、流動資産合計額を流動負債合計額で除して算出しております。

2 流動資産比率は、流動資産合計額を総資産額で除して算出しております。

3 第11期から第14期までの有利子負債残高は、未経過リース料残高のみとなっております。

当期は、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであるものの、当期末時点での現金及び現金同等物残高402百万円、自己資本比率87.3%の水準、および有利子負債残高なしの各指標から健全性を確保していると判断しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期に実施した設備投資の総額は、154百万円（前期比13.9%減）であります。

その主なものはケアネット・ドットコム(CareNet.com)の機能拡充(96百万円)、および製薬企業向け新サービスのシステム開発(53百万円)であります。

なお、当期において減損損失200百万円を計上しております。減損損失の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（損益計算書関係）」に記載しております。

2【主要な設備の状況】

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都文京区)	業務用設備	8,290	15,782	112,584	136,657	79〔27〕

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。

3 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等であります。

4 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算）であります。

5 賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都文京区)	本社ビル	58,447

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都文京区)	会員制Webサイト開発	72,972	882	増資資金	平成21年11月	平成22年6月	会員獲得力の向上
本社 (東京都文京区)	病院向けeラーニングシステム開発費	15,000	1,050	増資資金	平成22年3月	平成22年7月	サービス品質の向上
本社 (東京都文京区)	製薬企業向け新サービス	84,400	27,773	増資資金	平成21年7月	平成23年2月	サービス品質の向上

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	52,420	52,420	東京証券取引所 マザーズ	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	52,420	52,420	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成16年6月29日開催定時株主総会の特別決議、平成16年7月20日および平成17年6月20日開催の取締役会決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,235(注)4	3,235(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,235(注)4	3,235(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,306(注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格:25,306 資本組入額:12,653	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。

4 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は退職等により権利を喪失した株数を減じておりません。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権

(平成18年6月29日開催の定時株主総会決議、平成18年7月18日および平成18年11月20日開催の取締役会決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)		
区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	514(注)4	514(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	514(注)4	514(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000(注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成28年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格:25,000 資本組入額:12,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。

4 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は退職等により権利を喪失した株式を減じておりません。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権

(平成19年6月27日開催の定時株主総会決議、平成19年11月2日開催の取締役会決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)		
区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	67	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67	67
新株予約権の行使時の払込金額(円)	170,637(注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:170,637 資本組入額:85,319	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、発行後に当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、資本の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権

(平成19年6月27日開催の定時株主総会決議、平成21年7月14日開催の取締役会決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)		
区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	155	155
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155	155
新株予約権の行使時の払込金額(円)	69,500(注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月14日から 平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:69,500 資本組入額:34,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式の総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、相続できないものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成19年2月26日 (注)1	500	50,944	6,250	306,250	6,250	474,837
平成19年4月19日 (注)2	1,000	51,944	79,050	385,300	79,050	553,887
平成19年6月28日 (注)3		51,944	200,000	585,300	43,465	510,422
平成19年11月27日 (注)1	200	52,144	2,530	587,830	2,530	512,952
平成20年7月25日 (注)1	5	52,149	63	587,893	63	513,015
平成21年8月31日 (注)1	66	52,215	834	588,728	834	513,850
平成21年11月30日 (注)1	5	52,220	63	588,791	63	513,913
平成22年3月23日 (注)1	200	52,420	2,530	591,321	2,530	516,444

(注)1 新株予約権の権利行使による増加

2 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)増資によるものであります。

発行価格 170,000円

引受価額 158,100円

払込金額 136,000円

資本組入額 79,050円

発行価額の総額 136,000千円

引受価額の総額 158,100千円

資本組入額の総額 79,050千円

3 会社法第448条第1項の規定に基づく資本準備金の額の減少および資本組み入れ額43,465千円ならびに会社法第450条第1項の規定に基づくその他資本剰金の額の減少および資本金組み入れ額156,534千円であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	13	25	9	4	2,380	2,433	
所有株式数(株)		161	545	5,429	8,513	15	37,757	52,420	
所有株式数の割合 (%)		0.31	1.04	10.36	16.24	0.03	72.02	100.00	

(7)【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ケアネット・イノベーション 投資事業有限責任組合 JAPAN B2B LLC (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	東京都港区東新橋2 7 7 汐留スクエアビル7 階 ONE RODNEY SQUARE,10TH FLOOR TENTH AND KING STREETS WILMINGTON, DELAWARE 19801 U.S. A. (東京都港区六本木6 10 1 六本木ヒルズ森タ ワー)	15,667 4,800	29.88 9.15
パーシング ディヴィジョン オ ブ ドナルドソンラフキン アン ド ジェンレット エスイーシー コーポレーション (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U. S.A (東京都品川区東品川2 3 14)	3,400	6.48
株式会社キャリアブレイン	東京都港区浜松町1 - 18 - 16 住友浜松町ビル7階	2,580	4.92
大野 元泰	東京都杉並区	1,194	2.27
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	1,115	2.12
詫摩 直也	東京都渋谷区	877	1.67
藤井 寛治	東京都小平市	734	1.40
KAWANISHI TORU (常任代理人 岡三証券株式会 社)	SUNNYVALE,CA U.S.A (東京都中央区日本橋1 17 6)	720	1.37
秦 充洋	東京都世田谷区	650	1.23
計	-	31,737	60.54

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,420	52,420	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	52,420		
総株主の議決権		52,420	

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式)					
計					

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法280条ノ2および旧商法280条ノ21の規定に基づき新株予約権を付与する方式によるもの、ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方式によるものであります。

(平成16年6月29日開催の定時株主総会決議、平成16年7月20日および平成17年6月20日開催の取締役会決議による新株予約権)

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社従業員等31名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権の付与対象者の人数は、任期満了に伴う退任および退職等により権利を喪失した人数を減じております。

(平成18年6月29日開催の定時株主総会決議、平成18年7月18日および平成18年11月20日開催の取締役会決議による新株予約権)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社従業員等10名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権の付与対象者の人数は、任期満了に伴う退任および退職等により権利を喪失した人数を減じております。

(平成19年6月27日開催の定時株主総会決議、平成19年11月2日開催の取締役会決議による新株予約権)

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社顧問1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成19年6月27日開催の定時株主総会決議、平成21年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権)

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要政策の一つと認識しており、配当については、各期の経営成績と事業への投資に備えるための内部留保の充実とを勘案して決定する方針をとっております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当については、上述の方針に基づき、配当を見送ることといたします。

内部留保資金の用途につきましては、事業成長に必要なシステム開発等の設備強化を中心に投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議により、9月30日を基準日として中間配当をすることのできる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	-	-	324,000	95,500	74,200
最低(円)	-	-	65,500	25,200	42,500

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、平成19年4月20日付で同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月
最高(円)	54,500	52,400	63,200	63,500	63,000	59,800
最低(円)	43,000	42,500	49,500	53,000	54,200	45,200

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長		大野 元泰	昭和38年3月22日生	昭和61年4月 山一証券株式会社 入社 平成2年1月 株式会社日本総合研究所 入所 平成3年5月 ポストンコンサルティング・グループ株式会社 入社 平成7年4月 医療法人社団健育会 入社 平成8年7月 株式会社ケアネット 創業 代表取締役社長 就任 平成15年7月 大野元泰事務所代表(現任) 平成18年7月 株式会社葦の会 取締役 就任(現任) 平成21年6月 当社 取締役 就任 平成22年5月 当社 代表取締役会長 就任(現任)	(注)2	1,194
代表取締役社長		高橋 功	昭和34年9月27日生	昭和57年4月 台糖ファイザー株式会社(現ファイザー株式会社) 入社 平成18年4月 当社 入社 執行役員 平成18年10月 当社 執行役員事業開発部長 平成19年7月 当社 執行役員医薬営業支援事業部長 平成21年2月 当社 執行役員医薬営業支援事業部長 兼 医薬マーケティング部長 平成21年4月 当社 執行役員(COO) 医薬マーケティング開発事業部長 兼 医薬マーケティング部長 平成21年6月 当社 代表取締役社長 就任(現任) 平成22年4月 当社 医薬営業支援事業部長(現任)	(注)2	59
取締役副社長		藤井 寛治	昭和39年4月2日生	平成元年4月 住友化学工業株式会社(現住友化学株式会社) 入社 平成7年6月 Sumitomo Chemical America, Inc に出向 平成9年8月 当社 入社 平成10年6月 当社 常務取締役 就任 平成12年3月 株式会社ケアネット・インターナショナル取締役副社長 就任 平成12年4月 当社 代表取締役社長 就任 平成13年4月 当社 代表取締役副社長 就任 平成14年6月 当社 取締役副社長 就任(現任) 平成19年7月 当社 マーケティング調査事業部長 平成21年7月 当社 執行役員経営企画室長 兼 提携事業推進部長 平成22年4月 当社 執行役員事業開発本部長(現任)	(注)2	734
取締役		秦 充洋	昭和42年11月14日生	平成3年3月 ポストンコンサルティング・グループ株式会社 入社 平成8年7月 医療法人社団健育会 入社 平成8年11月 株式会社ケアネット 取締役副社長 平成11年11月 ジーパラドットコム株式会社 入社 平成12年7月 ジーパラドットコム株式会社 代表取締役 平成14年7月 ポストンコンサルティング・グループ株式会社 再入社 平成18年5月 株式会社ミレニアムパートナーズ 代表取締役(現任) 平成20年5月 日本コアパートナー株式会社 取締役副社長(現任) 平成22年6月 当社 取締役 就任(現任)	(注)3	650

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役(常勤)		浦野 雄三	昭和14年12月5日生	昭和39年4月 シェル石油株式会社入社 昭和49年4月 同社 東京支店 経理課長 昭和59年3月 シェル・インターナショナル・ペ トロラム株式会社 着任 昭和61年4月 シェルジャパン株式会社 経理部 課長 平成5年4月 同社 経理部長 平成7年3月 同社 常勤監査役 平成16年6月 当社 監査役 就任 平成18年6月 当社 監査役 退任 平成19年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注)4	-
監査役		佐藤 敬幸	昭和25年2月3日生	昭和49年4月 山路法律事務所 入所 昭和59年4月 異相法律事務所 入所 昭和63年2月 愛知ミサワホーム株式会社 入社 平成2年4月 株式会社トリイ 入社 平成5年4月 ジャスト株式会社 入社 平成9年9月 株式会社ヒマラヤ 入社 平成11年11月 当社 入社 経理・財務部長 平成12年12月 当社 監査役 就任(現任) 平成13年8月 有限会社アイビーオーサポート 取締役(現任) 平成17年9月 株式会社オウケイウェイヴ 監査 役(現任)	(注)4	120
監査役		藤原 啓三	昭和18年6月20日生	昭和41年4月 日本軽金属株式会社 入社 平成5年4月 日本ナショナル製罐株式会社 出 向 平成13年3月 同社 取締役 就任 平成15年3月 同社 監査役 就任 平成16年8月 株式会社エヌ・エス・カーゴ常勤 顧問 就任 平成18年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注)4	-
計						2,757

(注)1 監査役浦野雄三、藤原啓三は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

- 2 平成21年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 3 平成22年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 4 平成20年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 5 当社では、取締役会において決定した業務執行を取締役会の監督のもと迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入しております。上記会社法上の役員以外に、次のものを執行役員に選任しております。

職名	氏名
事業開発本部長	藤井 寛治
メディア事業部長	姜 琪鎬
メディカルマーケティング本部長	齋川 義明
管理本部長	諸橋 吉郎

また、執行役員の異動は次のとおりであります。

役職の異動

新職名	旧職名	氏名	異動年月日
事業開発本部長	経営企画室長 兼 提携事 業推進部長	藤井 寛治	平成22年4月1日
メディア事業部長	医療コンテンツ部長	姜 琪鎬	平成22年4月1日
メディカルマーケティ ング本部長	Web統括部長	齋川 義明	平成22年4月1日
管理本部長	ITソリューション部長	諸橋 吉郎	平成22年4月1日

退任執行役員

職名	氏名	退任年月日
法人営業部長	黒沼 宏輔	平成22年4月1日
マーケティング部長	志賀 保夫	平成22年4月1日
プロジェクト推進部長	宮地 文樹	平成22年4月1日
学術企画部長 兼 商品開発部長	藤原 健次	平成22年4月1日
総務部長	梅村 吉博	平成22年4月1日
財務部長	角谷 芳広	平成22年4月1日

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

本項の記載内容については、時期等の記載がある場合を除き、本書提出日現在の状況に基づいています。

企業統治の体制の概要およびその体制を採用する理由

(ア)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とその体制を採用する理由

当社は、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷き、次の点を重視した企業経営の実現を目指します。

- ・経営陣の責任の明確化
- ・業績やリスクの把握と迅速な対応
- ・正確で適切な情報を適時に開示することの実施
- ・経営環境・社会環境の変化への適切かつ迅速な対応
- ・反社会的勢力との一切の関係を断絶
- ・社内論理に囚われない、顧客、従業員、株主、社会等のステイクホルダーに対する責任を重視した企業経営の実現

当社は、監査役会制度を採用し、監査役による取締役会および執行役員会議等重要な会議への出席・意見の発言等を通じ、取締役の職務遂行を監査する体制をとっております。また、執行役員制度を導入し、会社法上の取締役とは別に執行役員を選任しております。なお、経営上の重要事項の意思決定は取締役会が行い、取締役の職務執行を監督しております。

以上のような体制を採用する理由は、監査役会による職務執行の監督および監査の実施により、取締役の適正な職務執行が確保できるとともに、取締役とは別に執行役員を選任することにより、取締役会において決定した業務執行を、迅速かつ効率的に実行することが可能と判断しているためであります。

(イ)会社の機関の内容等

取締役会

当社では取締役会を取締役4名で構成し、迅速な意思決定を行える仕組みとしております。

なお、当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役会は定時取締役会を月1回、その他に必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役の他、監査役も出席し取締役会における業務執行の決定に対して監査を行っております。

執行役員会議

当社では執行役員会議を取締役、執行役員、常勤監査役および内部監査担当者ならびに社長が指名する者の出席のもと、原則月1回開催しております。各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、取締役会に報告すべき業務執行上の重要課題の抽出、解決に向けた協議を行っております。

監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。

内部監査

内部監査については、内部監査室(2名)が設置されております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議を持って選任する旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

取締役解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって解任する旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項およびその理由

・自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

・取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であつ

た者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(ウ)内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの基本方針および会社法施行規則に定める体制整備に必要な大綱を定めるため、平成19年7月に当社取締役会において会社法第362条第5項に基づく決議を行っております。

また、当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築およびその他の対応については、管理本部総務部長をオーナーとするプロジェクトチームを設置し、当社全体として推進しております。

(エ)リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業上予見可能なリスクを未然に防ぐため、リスク管理行動指針に基づき各部門からリスクを抽出し、取締役会にてリスクの評価、対処すべきリスクの選定、リスクへの対処方法を審議し、対処を行っております。

また、個人情報の取扱いに関しては、当社事業上の重要なリスク要因として位置づけ、平成17年3月に個人情報の保護を目的としてプライバシーマーク付与認定を受けました。付与認定後も、規格に沿った体制の整備、継続的改善を行い、個人情報の漏洩事故を未然に防ぐ運営を行っております。

内部監査および監査役監査の状況

内部監査については、内部監査室(2名)が、内部監査規程に基づき、当社事業部門に対して業務監査を実施しております。監査の結果改善事項がある場合には、被監査部門に対して監査結果を伝えるとともに、改善指示を出し改善状況を継続的に確認しております。

なお、内部監査室は、監査役および会計監査人との連携を保ち、適宜情報交換を行うなど監査の実効性を高めております。

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会および執行役員会議等重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、業務および財産の状況の確認を通じ、取締役の職務遂行を監査しております。

また、監査役は、内部監査担当者および会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的開催される会議における業務報告等を含め、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

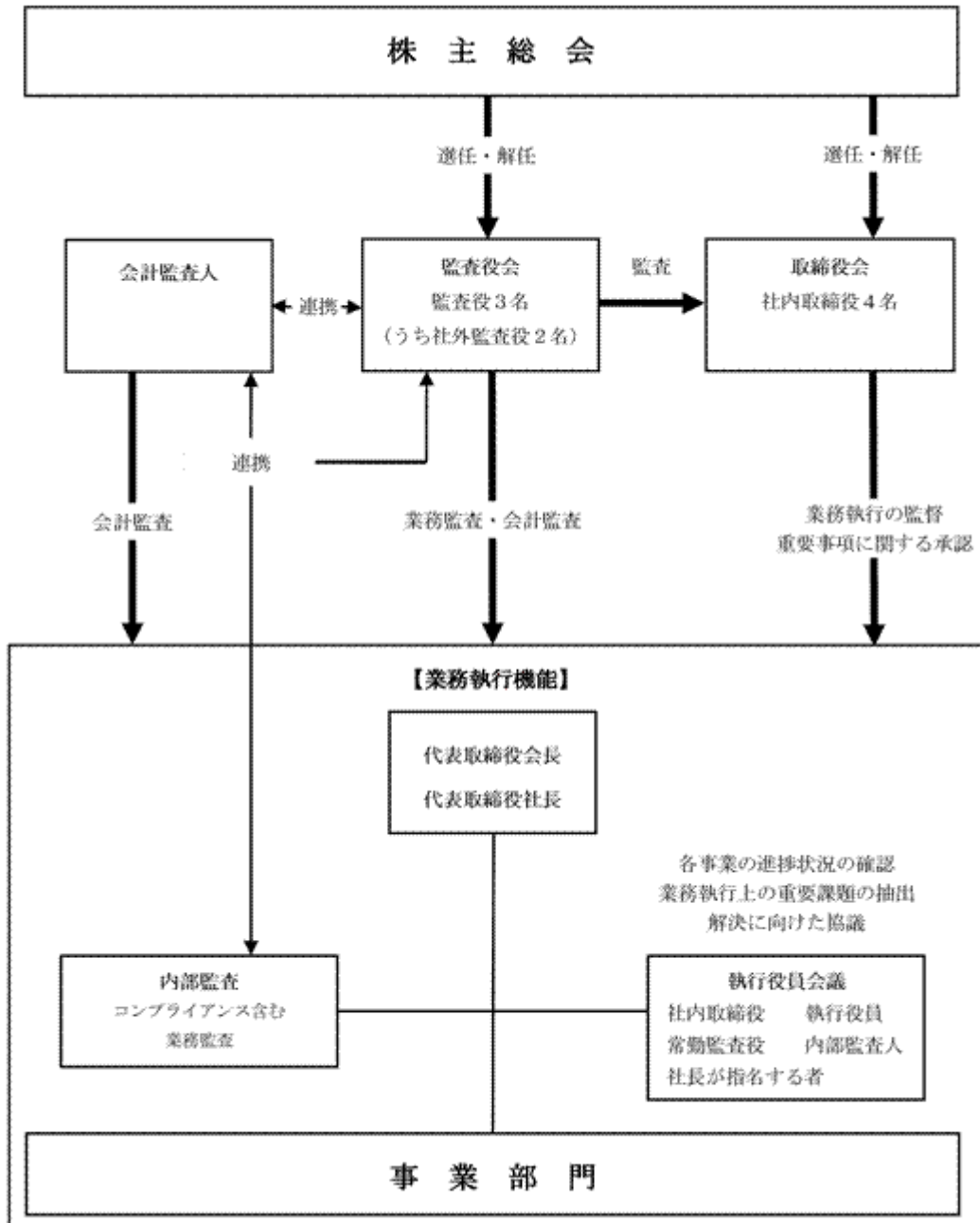
常勤監査役浦野雄三は、前職において、長年に亘り経理業務に従事しておりました。また、監査役藤原啓三は、前職において、財務および会計に係る部長および担当役員を歴任しております。

社外取締役および社外監査役ならびに当社との関係

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで、経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っております。また、監査役会および内部監査室ならびに会計監査人の三様監査による経営に対する監視が機能しており、コーポレート・ガバナンス上問題はないと考えていることから、現状の体制としております。

なお、当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

当社の業務執行の体制、経営監視および内部統制の仕組みは下記模式図に示すとおりであります。



役員報酬等

(ア) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人) (注) 1, 2
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	52	51	1	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	2	2	-	-	-	1
社外役員	11	11	-	-	-	4

- (注) 1 上記には、平成21年6月22日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役2名)を含んでおり、当期末現在の人員は、取締役3名、監査役3名であります。なお、取締役3名はすべて社内取締役であり、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。
- 2 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の定時株主総会において年額160百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)およびストック・オプションとしての新株予約権による報酬として年額40百万円と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、平成13年6月28日開催の定時株主総会において年額25百万円以内と決議されております。

(イ) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、役員の報酬等について、取締役会の諮問機関として取締役で構成する報酬委員会を設置し、当該委員会での審議に基づき、定時株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定しております。

なお、第16期については、当期末現在の取締役全員で報酬委員会を開催し、役員の年俸の据え置きと一部自主返上を決定いたしました。次期報酬委員会の開催時期までには、新たな報酬委員会メンバーを選任、または適切な役員の報酬等の決定方法を取り決めるべく、引き続き審議してまいります。

会計監査の状況(平成22年3月期)

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。平成22年3月期に監査業務を執行した公認会計士の氏名および当社監査業務への関与期間は、村上眞治氏(6期)、中桐光康氏(6期)であります。同監査業務に係る補助者は、公認会計士、会計士補等計7名であります。なお、有限責任監査法人トーマツ、監査業務を執行した公認会計士およびその補助者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
25	0	25	

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務に対する対価であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、監査日数、当社の規模、業務の特性等の要素を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツにより監査を受け、第15期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に適切に対応できる体制にするため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修への参加等を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,989,735	1,702,521
受取手形	-	3,918
売掛金	424,267	322,710
たな卸資産	1 43,403	1 52,035
前払費用	17,555	13,946
繰延税金資産	67,637	-
その他	21,037	2,346
貸倒引当金	29	18
流動資産合計	2,563,607	2,097,460
固定資産		
有形固定資産		
建物	29,875	29,875
減価償却累計額	20,153	21,585
建物(純額)	9,722	8,290
工具、器具及び備品	74,086	72,370
減価償却累計額	47,015	56,587
工具、器具及び備品(純額)	27,071	15,782
有形固定資産合計	36,793	24,073
無形固定資産		
ソフトウェア	215,493	111,978
その他	606	606
無形固定資産合計	216,099	112,584
投資その他の資産		
長期前払費用	4,990	2,895
差入保証金	49,149	49,149
投資その他の資産合計	54,140	52,045
固定資産合計	307,034	188,702
資産合計	2,870,641	2,286,163

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	152,176	98,557
未払金	108,394	78,913
未払消費税等	-	2,127
未払費用	40,706	27,749
未払法人税等	7,922	6,492
前受金	82,111	55,247
預り金	21,962	17,455
流動負債合計	413,274	286,543
負債合計	413,274	286,543
純資産の部		
株主資本		
資本金	587,893	591,321
資本剰余金		
資本準備金	513,015	516,444
その他資本剰余金	379,440	379,440
資本剰余金合計	892,455	895,884
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	975,749	508,619
利益剰余金合計	975,749	508,619
株主資本合計	2,456,099	1,995,825
新株予約権	1,267	3,793
純資産合計	2,457,367	1,999,619
負債純資産合計	2,870,641	2,286,163

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高	2,649,356	2,173,995
売上原価	1,430,297	1,436,320
売上総利益	1,219,058	737,674
販売費及び一般管理費	¹ 1,005,449	¹ 878,072
営業利益又は営業損失()	213,609	140,397
営業外収益		
受取利息	5,854	3,544
その他	396	491
営業外収益合計	6,251	4,035
営業外費用		
リース解約損	187	-
営業外費用合計	187	-
経常利益又は経常損失()	219,673	136,361
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	11
特別利益合計	-	11
特別損失		
固定資産除却損	² 1,318	² 1,919
減損損失	-	³ 200,058
システム開発中止損	⁴ 26,442	-
特別損失合計	27,761	201,978
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	191,912	338,328
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
法人税等調整額	107,567	67,637
法人税等合計	111,367	71,437
当期純利益又は当期純損失()	80,544	409,765

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費	2	840,118	58.4	682,136	47.2
労務費		372,344	25.9	494,834	34.2
経費		225,839	15.7	269,116	18.6
当期総製造費用		1,438,302	100.0	1,446,087	100.0
期首製品たな卸高		12,146		18,268	
期首仕掛品たな卸高		21,490		23,373	
合計		1,471,939		1,487,729	
期末製品たな卸高		18,268		18,673	
期末仕掛品たな卸高		23,373		32,734	
売上原価		1,430,297		1,436,320	

(脚注)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1 原価計算の方法 実際原価による個別原価計算を採用しております。ただし、ケアネットDVDは実際原価による総合原価計算を採用しております。</p> <p>2 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p>	<p>1 原価計算の方法 同左</p> <p>2 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p>
(千円)	(千円)
テレビ番組送出費	テレビ番組送出費
106,833	99,678
減価償却費	減価償却費
23,834	46,674
賃借料	賃借料
23,177	29,495
支払手数料	支払手数料
34,794	32,067

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	587,830	587,893
当期変動額		
新株式の発行	1 63	1 3,428
当期変動額合計	63	3,428
当期末残高	587,893	591,321
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	512,952	513,015
当期変動額		
新株式の発行	1 63	1 3,428
当期変動額合計	63	3,428
当期末残高	513,015	516,444
その他資本剰余金		
前期末残高	2 379,440	2 379,440
当期末残高	2 379,440	2 379,440
資本剰余金合計		
前期末残高	892,392	892,455
当期変動額		
新株式の発行	1 63	1 3,428
当期変動額合計	63	3,428
当期末残高	892,455	895,884
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,038,600	975,749
当期変動額		
剰余金の配当	143,396	57,363
当期純利益又は当期純損失()	80,544	409,765
当期変動額合計	62,851	467,129
当期末残高	975,749	508,619
利益剰余金合計		
前期末残高	1,038,600	975,749
当期変動額		
剰余金の配当	143,396	57,363
当期純利益又は当期純損失()	80,544	409,765
当期変動額合計	62,851	467,129
当期末残高	975,749	508,619

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	2,518,824	2,456,099
当期変動額		
新株式の発行	1 126	1 6,856
剰余金の配当	143,396	57,363
当期純利益又は当期純損失 ()	80,544	409,765
当期変動額合計	62,724	460,273
当期末残高	2,456,099	1,995,825
新株予約権		
前期末残高	340	1,267
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	927	2,526
当期変動額合計	927	2,526
当期末残高	1,267	3,793
純資産合計		
前期末残高	2,519,164	2,457,367
当期変動額		
新株式の発行	1 126	1 6,856
剰余金の配当	143,396	57,363
当期純利益又は当期純損失 ()	80,544	409,765
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	927	2,526
当期変動額合計	61,797	457,747
当期末残高	2,457,367	1,999,619

【株主資本等変動計算書の欄外注記】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>1 ストック・オプションの権利行使による新株式の発行によるものであります。 2 その他資本剰余金の当事業年度末残高379,440千円は、自己株式処分差益であります。</p>	<p>1 ストック・オプションの権利行使による新株式の発行によるものであります。 2 その他資本剰余金の当事業年度末残高379,440千円は、自己株式処分差益であります。</p>

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	191,912	338,328
減価償却費	46,356	71,615
減損損失	-	200,058
受取利息及び受取配当金	5,854	3,544
システム開発中止損	26,442	-
売上債権の増減額(は増加)	65,653	97,639
たな卸資産の増減額(は増加)	6,482	8,631
仕入債務の増減額(は減少)	40,866	53,618
未払金の増減額(は減少)	12,880	15,175
未払消費税等の増減額(は減少)	13,923	2,127
未払費用の増減額(は減少)	15,848	12,956
前受金の増減額(は減少)	2,241	26,864
その他	51,372	17,343
小計	291,523	70,334
利息及び配当金の受取額	6,086	4,654
法人税等の支払額	3,800	3,800
営業活動によるキャッシュ・フロー	293,810	69,479
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,846	3,880
無形固定資産の取得による支出	116,172	165,171
その他	650	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	124,368	169,052
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株式の発行による収入	126	6,856
配当金の支払額	138,030	55,537
財務活動によるキャッシュ・フロー	137,903	48,681
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	31,537	287,213
現金及び現金同等物の期首残高	658,197	689,735
現金及び現金同等物の期末残高	689,735	402,521

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 製品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p> <p>(2) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p> <p>(会計処理方法の変更) 当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>1 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 製品 同左</p> <p>(2) 仕掛品 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は建物が2年～18年、工具、器具及び備品が2年～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は建物が15年～18年、工具、器具及び備品が4年～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア 同左</p>
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>
<p>4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3カ月以内に満期日および償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>
<p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

【会計処理方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることといたしました。</p> <p>なお、これに伴う影響はありません。</p> <p>また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「製品」「仕掛品」として掲記されていたものは、当事業年度から「たな卸資産」と一括して掲記しております。なお、当事業年度に含まれる「製品」「仕掛品」「貯蔵品」は、それぞれ18,268千円、23,373千円、1,762千円であります。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。 (千円)	1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。 (千円)
製品 18,268	製品 18,673
仕掛品 23,373	仕掛品 32,734
貯蔵品 1,762	貯蔵品 626

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの (千円)	1 販売費及び一般管理費の主なもの (千円)
販売促進費 52,119	販売促進費 77,611
販売手数料 67,323	販売手数料 68,529
役員報酬 80,382	役員報酬 65,475
給与手当 328,663	給与手当 257,278
雑給 61,581	雑給 60,804
支払手数料 135,334	支払手数料 143,063
減価償却費 22,521	減価償却費 24,941
おおよその割合 (%)	おおよその割合 (%)
販売費 13.4	販売費 17.4
一般管理費 86.6	一般管理費 82.6
2 固定資産除却損の内容 (千円)	2 固定資産除却損の内容 (千円)
器具及び備品 1,070	器具及び備品 190
少額資産 248	ソフトウェア 1,729
合計 1,318	合計 1,919

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>									
<p>4 システム開発中止損の内容 会員データベース(自社利用ソフトウェア)の開発中止に伴うものであります。</p>	<p>3 減損損失 当事業年度において、以下の資産について200,058千円の減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="778 286 1406 510"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師間症例共有システム</td> <td>ソフトウェア</td> <td>67,164</td> </tr> <tr> <td>ケアネット・ドットコム運営システム</td> <td>ソフトウェア</td> <td>132,893</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、稼動資産については、主として管理会計上の区分に基づき個々のサービスのカテゴリー等をグルーピングの単位としております。なお、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。当社が、前事業年度からサービス提供を開始した医師間症例共有サービス「RegistrySTATION[®](レジストリーステーション)」は、当事業年度に入り、順調に受注、売上を伸ばしてまいりました。しかしながら、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会から、当「RegistrySTATION[®](レジストリーステーション)」における医師への情報提供料の支払いが、公正取引上問題となる可能性の指摘を受け、当社はサービスモデルの変更を行うものの、当該サービスの提供を全て中止することいたしました。これに伴い、自社利用ソフトウェアとして資産計上している医師間症例共有システムについて、変更後のサービスの再開時期などが明らかではないため、減損損失を計上しております。また、ケアネット・ドットコム運営システムについては、当該システムを利用してサービスを提供する「eディテリング[®]」および「eリサーチ[™]」の受注の回復・増加が見込めず、将来キャッシュ・フローの黒字化が明らかではないため、減損損失を計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、医師間症例共有システムについては当該サービスの提供を中止したこと、ケアネット・ドットコム運営システムについては、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、それぞれ使用価値をゼロと評価して測定しております。</p>	用途	種類	金額 (千円)	医師間症例共有システム	ソフトウェア	67,164	ケアネット・ドットコム運営システム	ソフトウェア	132,893
用途	種類	金額 (千円)								
医師間症例共有システム	ソフトウェア	67,164								
ケアネット・ドットコム運営システム	ソフトウェア	132,893								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式(株)	当事業年度減少株式(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	52,144	5	-	52,149
合計	52,144	5	-	52,149
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1 発行済株式数の増加は、ストック・オプションの権利行使による新株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-		-		1,267	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	143,396	2,750	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月22日 定時株主総会	普通株式	57,363	利益剰余金	1,100	平成21年3月31日	平成21年6月23日

当事業年度（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式（株）	当事業年度減少株式（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	52,149	271	-	52,420
合計	52,149	271	-	52,420
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）発行済株式数の増加は、ストック・オプションの権利行使による新株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	3,793	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年 6月22日 定時株主総会	普通株式	57,363	1,100	平成21年 3月31日	平成21年 6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円)	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円)
現金及び預金勘定 1,989,735	現金及び預金勘定 1,702,521
預金期間が3カ月を超える 1,300,000	預金期間が3カ月を超える 1,300,000
定期預金	定期預金
現金及び現金同等物 689,735	現金及び現金同等物 402,521

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">830</td> <td style="text-align: center;">738</td> <td style="text-align: center;">91</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">830</td> <td style="text-align: center;">738</td> <td style="text-align: center;">91</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: center;">107</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">92</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">199</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: center;">527</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">305</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、定率法によって残存価額を10%として求められた償却費に10/9を乗じる方法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	830	738	91	合計	830	738	91		(千円)	1年以内	107	1年超	92	合計	199		(千円)	支払リース料	527	減価償却費相当額	305	支払利息相当額	36	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: center;">112</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">49</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、定率法によって残存価額を10%として求められた償却費に10/9を乗じる方法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	-	-	-	合計	-	-	-		(千円)	1年以内	-	1年超	-	合計	-		(千円)	支払リース料	112	減価償却費相当額	49	支払利息相当額	7
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																						
工具、器具及び備品	830	738	91																																																						
合計	830	738	91																																																						
	(千円)																																																								
1年以内	107																																																								
1年超	92																																																								
合計	199																																																								
	(千円)																																																								
支払リース料	527																																																								
減価償却費相当額	305																																																								
支払利息相当額	36																																																								
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																						
工具、器具及び備品	-	-	-																																																						
合計	-	-	-																																																						
	(千円)																																																								
1年以内	-																																																								
1年超	-																																																								
合計	-																																																								
	(千円)																																																								
支払リース料	112																																																								
減価償却費相当額	49																																																								
支払利息相当額	7																																																								

(金融商品関係)

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、安全性を重視し、定期預金に限定し余資運用を行っております。また、外部からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程に沿ってリスクを管理しております。

差入保証金は、主として本社ビルに係る入居保証金であり、期日および残高を管理しております。

買掛金は外注委託先等に対する債務であり、未払金は一般経費等に係る債務であり、短期間で支払われます。買掛金および未払金については、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。当該リスクについては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,702,521	1,702,521	-
(2) 受取手形	3,918	3,918	-
(3) 売掛金	322,710	322,710	-
(4) 差入保証金	49,149	46,420	2,729
資産計	2,078,299	2,075,570	2,729
(5) 買掛金	(98,557)	(98,557)	-
(6) 未払金	(78,913)	(78,913)	-
負債計	(177,471)	(177,471)	-

* 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを、返還見込日までの期間および無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(5) 買掛金、(6) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,702,521	-	-	-
受取手形	3,918	-	-	-
売掛金	322,710	-	-	-
差入保証金	-	11,243	37,906	-
合計	2,029,149	11,243	37,906	-

(追加情報)

当事業年度から、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社には、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社には、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額および科目名

販売費及び一般管理費 927千円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション (平成16年6月29日開催 定時株主総会特別決議)	平成18年 ストック・オプション (平成18年6月29日開催 定時株主総会特別決議)	平成19年 ストック・オプション (平成19年6月27日開催 定時株主総会特別決議)
付与対象者の区分および数	当社取締役 4名 当社使用人 56名	当社取締役 4名 当社使用人13名	当社取締役 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式 4,140株	普通株式 600株	普通株式 67株
付与日	平成16年9月1日および 平成17年6月27日	平成18年8月1日および 平成18年12月15日	平成19年11月19日
権利確定条件	付与日(平成16年9月1日)以降、権利確定日(対象勤務期間の最終日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年8月1日)以降、権利確定日(対象勤務期間の最終日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成19年11月19日)以降、満2年以上継続して勤務していること。
対象勤務期間	普通株式4,140株のうち、 1,540株が平成16年9月1日～平成18年7月1日。 1,300株が平成16年9月1日～平成20年4月20日。 1,300株が平成16年9月1日～平成21年4月19日。	普通株式600株のうち、 158株が平成18年8月1日～平成20年7月1日。 300株が平成18年8月1日～平成21年4月19日。 142株が平成18年8月1日～平成22年4月19日。	該当事項はありません。
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成26年3月31日	平成20年7月1日～ 平成28年3月31日	平成21年7月1日～ 平成25年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,310	526	67
付与	-	-	-
失効	135	-	-
権利確定	1,155	153	-
未確定残	1,020	373	67
権利確定後 (株)			
前事業年度末	1,340	-	-
権利確定	1,155	153	-
権利行使	5	-	-
失効	10	-	-
未行使残	2,480	153	-

単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,306	25,000	170,637
行使時平均株価 (円)	71,233	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	51,040

(注) 平成18年ストック・オプションの「公正な評価単価(付与日)」は0円であります。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額および科目名

販売費及び一般管理費 2,526千円

2. ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション (平成16年6月29日開催 定時株主総会特別決議)	平成18年 ストック・オプション (平成18年6月29日開催 定時株主総会特別決議)	平成19年 ストック・オプション (平成19年6月27日開催 定時株主総会特別決議)	平成19年 ストック・オプション (平成19年6月27日開催 定時株主総会特別決議)
付与対象者の 区分および数	当社取締役 4名 当社使用人 56名	当社取締役 4名 当社使用人13名	当社取締役 1名	当社取締役 1名
ストック・オ プション数 (注)	普通株式 4,140株	普通株式 600株	普通株式 67株	普通株式 155株
付与日	平成16年9月1日およ び平成17年6月27日	平成18年8月1日およ び平成18年12月15日	平成19年11月19日	平成21年7月29日
権利確定条件	付与日（平成16年9月 1日）以降、権利確定日 （対象勤務期間の最終 日）まで継続して勤務 していること。	付与日（平成18年8月 1日）以降、権利確定日 （対象勤務期間の最終 日）まで継続して勤務 していること。	付与日（平成19年11月 19日）以降、満2年以上 継続して勤務している こと。	付与日（平成21年7月 29日）以降、満2年以上 継続して勤務している こと。
対象勤務期間	普通株式4,140株のう ち、1,540株が平成16年 9月1日～平成18年7 月1日。 1,300株が平成16年9月 1日～平成20年4月20 日。 1,300株が平成16年9月 1日～平成21年4月19 日。	普通株式600株のうち、 158株が平成18年8月1 日～平成20年7月1日。 300株が平成18年8月1 日～平成21年4月19日。 142株が平成18年8月1 日～平成22年4月19日。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成26年3月31日	平成20年7月1日～ 平成28年3月31日	平成21年7月1日～ 平成25年3月31日	平成23年7月14日～ 平成25年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	1,020	373	67	-
付与	-	-	-	155
失効	-	6	-	-
権利確定	1,020	263	67	-
未確定残	-	104	-	155
権利確定後 (株)				
前事業年度末	2,480	153	-	-
権利確定	1,020	263	67	-
権利行使	265	6	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	3,235	410	67	-

単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,306	25,000	170,637	69,500
行使時平均株価 (円)	58,783	66,000	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	51,040	30,611

(注) 平成18年ストック・オプションの「公正な評価単価(付与日)」は0円であります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成19年ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値および見積方法

	平成19年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	73.7 %
予想残存期間 (注) 2	2.8 年
予想配当 (注) 3	900 円 / 株
無リスク利率 (注) 4	0.36 %

(注) 1 2年4ヵ月間(平成19年4月から平成21年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。

- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3 平成21年5月7日発表の決算短信における、平成22年3月期の配当予想によっております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳		(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	
流動の部		流動の部	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
未払費用	10,084	未払費用	5,303
未払事業税	1,677	未払事業税	1,095
税務上の繰越欠損金	51,985	製品評価損	8,295
その他	6,363	その他	1,146
繰延税金資産小計	70,111	繰延税金資産小計	15,841
評価性引当額	2,474	評価性引当額	15,841
繰延税金資産合計	67,637	繰延税金資産合計	-
固定の部		固定の部	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
有形固定資産	2,721	有形固定資産	2,114
投資有価証券	129,752	無形固定資産	81,144
税務上の繰越欠損金	183,901	投資有価証券	129,752
その他	88	税務上の繰越欠損金	94,247
繰延税金資産小計	316,464	その他	14
評価性引当額	316,464	繰延税金資産小計	307,272
繰延税金資産合計		評価性引当額	307,272
		繰延税金資産合計	-
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
繰延税金資産に対する評価性引当額の増減	13.4	繰延税金資産に対する評価性引当額の増減	59.3
住民税均等割額	2.0	住民税均等割額	1.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
その他	0.2	その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	58.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.1

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 47,097円73銭	1株当たり純資産額 38,073円75銭
1株当たり当期純利益金額 1,544円57銭	1株当たり当期純損失金額 7,850円83銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 1,488円21銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,457,367	1,999,619
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,267	3,793
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,456,099	1,995,825
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	52,149	52,420

(注) 2 1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額または1株当たり 当期純損失金額		
当期純利益または当期純損失() (千円)	80,544	409,765
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益または当期純損失 () (千円)	80,544	409,765
期中平均株式数(株)	52,147	52,194
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,975	-
(うち新株予約権)	(1,975)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	平成19年6月27日開催定時株主総 会決議による新株予約権 67個	

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
	<p>希望退職の募集について</p> <p>当社は、平成22年5月21日開催の取締役会において、以下のとおり、人員削減等の合理化の実施を行うことを決議いたしました。</p> <p>(1)理由</p> <p>当社は製薬企業向けに提供している医薬営業支援サービスの収益力低下が主な原因となり、当事業年度の業績が大幅に低下し赤字決算となりました。また、翌事業年度の業績見通しにおいても、赤字決算を予想しております。</p> <p>今後、収益力向上に向けた取り組みを行っていくものの、業績の回復時期が明らかではないため、コスト構造の抜本的改善を図るものとし、希望退職の募集を決定いたしました。</p> <p>(2)希望退職募集の対象者 正社員</p> <p>(3)募集人員 20名程度</p> <p>(4)募集期間 平成22年6月21日から平成22年6月30日</p> <p>(5)退職日 平成22年9月30日</p> <p>(6)助成措置 退職一時金を支給いたします。さらに希望者に対しては、再就職支援会社を通じた再就職支援を行います。</p> <p>(7)希望退職による損失の見込額 募集期間中にあり、応募者数の把握が困難なため、客観的な影響額の算定は、応募者数が確定した後に行うものいたします。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	29,875			29,875	21,585	1,431	8,290
工具、器具及び備品	74,086	1,884	3,600	72,370	56,587	12,982	15,782
有形固定資産計	103,962	1,884	3,600	102,245	78,172	14,414	24,073
無形固定資産							
ソフトウェア	279,996	152,224	289,749 (200,058)	142,471	30,493	53,952	111,978
その他	606			606			606
無形固定資産計	280,602	152,224	289,749 (200,058)	143,077	30,493	53,952	112,584
長期前払費用	12,001 (-)	1,153 (614)	(-)	13,155 (614)	10,259 (-)	3,248 (-)	2,895 (614)
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	増加額(千円)	ケアネット・ドットコム制作 に係る支出	96,551	リアルワールド制作に係 る支出	53,177
	減少額(千円)	レジストリーステーション ®の減損損失計上	67,164	ケアネット・ドットコム の減損損失計上	132,893

2 ソフトウェアの()内は内書で、当期の減損損失計上額であります。

3 長期前払費用の()内は内書で、費用の期間配分に係るものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	29	18	-	29	18

(注) 「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,811
預金	
普通預金	383,511
振替貯金	10,232
別段預金	5,965
定期預金	1,300,000
預金計	1,699,709
合計	1,702,521

受取手形

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
持田製薬株式会社	3,918
合計	3,918

ロ 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成22年4月	3,918
合計	3,918

売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ノバルティスファーマ株式会社	44,315
日本イーライリリー株式会社	31,697
アステラス製薬株式会社	30,944
武田薬品工業株式会社	29,203
万有製薬株式会社	25,406
その他	161,143
合計	322,710

ロ 売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

期首繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D)
					2
					(B)
					365
424,267	1,963,472	2,065,029	322,710	86.5	69.4

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

製品

区分	金額(千円)
ケアネットDVD	18,673
合計	18,673

仕掛品

区分	金額(千円)
医療テレビ番組コンテンツ	9,202
医療ウェブサイトコンテンツ	5,508
医療マーケティングコンテンツ	18,023
合計	32,734

貯蔵品

区分	金額(千円)
販促物貯蔵品	168
用度品他雑品	457
合計	626

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社大阪屋東京本部	16,137
伊藤 義浩	12,549
株式会社アッシュ・プランニング	4,480
株式会社Q L E A	4,089
有限会社K & Kデータシステム	3,449
その他	57,851
合計	98,557

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高(千円)	528,541	498,208	656,285	490,959
税引前四半期純利益金額または税引前四半期純損失金額()(千円)	27,845	144,497	71,610	237,596
四半期純利益金額または四半期純損失金額()(千円)	28,795	213,084	70,660	238,546
1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半期純損失金額()(円)	552.17	4,084.35	1,353.20	4,566.36

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 広告掲載URL http://www.carenet.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書
事業年度(第14期)(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)平成21年6月22日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書およびその添付書類
平成21年6月22日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書および確認書
 - (第15期第1四半期)(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)平成21年8月7日関東財務局長に提出
 - (第15期第2四半期)(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)平成21年11月6日関東財務局長に提出
 - (第15期第3四半期)(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)平成22年2月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月22日

株式会社 ケアネット
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケアネットの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケアネットの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケアネットの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ケアネットが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社 ケアネット
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケアネットの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケアネットの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケアネットの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ケアネットが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。